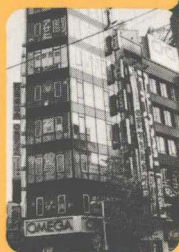
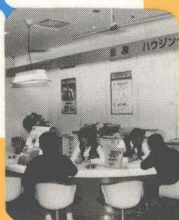
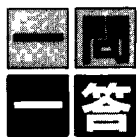




貸金業規制法 の解説

大蔵省銀行局内
貸金業関係法令研究会編





貸金業規制法 の解説

大蔵省銀行局内
貸金業関係法令研究会編

一問一答貸金業規制法の解説

定価1800円

昭和58年6月7日 第1刷発行

検 印 省 略	編 者	大蔵省銀行局内 貸金業関係法令研究会
	発行者	戸 部 虎 夫
	印刷所	(株) 太 平 印 刷 社

〒 160 東京都新宿区南元町19

発 行 所 社団法人 金融財政事情研究会

企画制作 株式会社 金 融 財 政

販 売 所 株式会社 キ ン ザ イ

T E L 03(358)0011(代) 振替 東京 8-155845

落丁・乱丁はおとりかえします。

2033-00595-1409

刊行によせて

大蔵省銀行局長 宮本 保孝

昭和五十四年以降、長らく懸案となっていたいわゆる貸金業規制二法、すなわち、「貸金業の規制等に関する法律」および「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律」が、本年四月第九十八回国会において成立した。

これら二法は、近年、いわゆるサラ金を含む貸金業の業務の運営および高金利による貸付が、社会に重大な影響を及ぼしている状況から立案されたものである。

そのねらいとするところは、貸金業を営む者について登録制度を実施し、行政庁の監督権限を強化するとともに、その事業に対し、必要な規制を行なうこと（貸金業規制法）、および、貸金業者に対して、刑罰の対象となる貸付金利の限度を引き下げること（改正出資法）等にある。従来、法律による規制がほとんど加えられていなかった貸金業にとっては、画期的な法制定であるといえる。

これら二法は、公布の日（昭和五十八年五月十三日）から一年以内で政令で定める日から施行することとなっており、現在施行のための準備が、鋭意進められているところである。

貸金業規制法に基づく具体的な規制の詳細については、政省令、通達等が制定される段階で明らかになると考えられるが、今日の法制定による規制の実をあげ、法の目的とする資金需要者の保護を図るためには、業界をはじめ関係者各位によってこれら両法の内容が、十分に理解されることがなによりも望まれるところである。

このたび、出版されることとなった『貸金業規制法の解説』は、両法の内容を一問一答の形式により分かりやすく解説したものであるが、本書によって、それに対する関係者各位の理解が深まることを願うとともに、今後、貸金業の業務の運営が適正に行なわれ、いわゆるノンバンクによる消費者金融の健全化がすすむことを期待するものである。

は し が き

「貸金業の規制等に関する法律」及び「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律」が去る四月二八日成立し、五月一三日公布された。

これらの法律が制定された背景には、昭和五〇年代に入って顕著となったいわゆるサラリーマン金融問題の発生がある。すなわち、サラリーマン金融業者の高金利、不当な取立て行為等が社会問題となり、これに対処する方策としてサラリーマン金融業を含む貸金業の規制についての立法が行なわれることとなったのである。

しかしながら、法律制定の道程は決して平坦なものではなかった。五二年以降、政府においては関係六省庁からなる連絡調整会議が開かれ、検討が進められたが、結局法案作成には至らなかった。また、各政党からはそれぞれ独自の法案が国会に提出されたが、いずれも廃案、継続審議を繰り返し、このほどようやく成立をみたわけである。この法律制定の経緯が、とりもおさず本問題の複雑さを如実に物語っているといえよう。

ひるがえって、最近における消費者金融の伸長にはまことに目を見張るものがあり、今日では消費者金融を抜きにして金融を語ることができなくなっている。かつてはもっぱら貯蓄者であった個人が資金の需要者として金融市場に登場してきているのである。この個人のニーズに適切に応じていくためには、既存

の金融機関が消費者金融に積極的に取り組んでいくことが必要なことはいうまでもないが、それとともに、金融機関ではない消費者金融事業者の健全な発展もまた望まれるところである。

このような意味において、両法は、単に貸金業の規制を目的とするだけではなく、貸金業の健全な発展にも寄与するものでなければならぬ。

本書は、このような法の趣旨に基づいて、「貸金業の規制等に関する法律」及び「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律」について、制定の背景、経緯及び内容等につき一問一答形式で解説を行なったものである。

広く各分野において活用され、これによつて貸金業についての理解が深められるとともに、その健全な発展にいささかなりとも資することができれば幸である。なお、国会における審議の経緯等を踏まえ、今後政省令、通達等が制定されていく過程において、法の趣旨がさらに具体化されていくものと思われるが、これに応じ機会があれば補筆改訂を加えていきたいと考えている。

昭和五八年六月

大蔵省銀行局内貸金業関係法令研究会 代表 日 吉 章

(大蔵省銀行局中小金融課長)

目次

刊行によせて……………宮本 保孝

[illegible]

序章
総論

一	貸金業に関するこれまでの法規制	2
二	規制法制定の背景	5
三	規制法成立までの経緯	7
四	規制法の主な内容	9

第一章 總則

1 この法律の目的は何か〔第一条〕……………14 2 この法律が対象としている貸金業とは何か。また、貸金業者とは何か。銀行などの金融機関に	も適用されるのか〔第二条第一項および第二項〕16 3 この法律で貸付けの契約とはどのようなものを指すのか〔第二条第三項〕……………19
---	--

第二章 登 録

るが、憲法で保障されている職業選択の自由と

2	1	10	9	8	7	6	5	4	3	2
貸金業者の広告についてどのような規制があるか	貸金業者に対する業務規則の趣旨と、その特徴および概要はどういうことか〔第三章〕	登録はどのような場合に拒否されるのか〔第六条〕	登録免許税および手数料についての取扱いはどうなるのか〔第三条第三項〕	登録申請書にはどのような書類を添付する必要があるのか〔第四条第二項〕	登録申請書にはどのような事項を書くのか〔第四条第一項〕	登録申請はどうすればよいか〔第四条〕	登録の更新はなぜ必要か。更新をしなければ営業でなくなるのか〔第三条第二項〕	この法律で営業所または事務所とは具体的にどのようなものを指すのか〔第三条第一項〕	登録を行なう所管行政庁はどこか〔第三条〕	出とはどこが違うのか。また免許制（許可制）をとらなかつたのはなぜか〔第三条〕
52	52	35	33	32	30	29	28	26	25	22
3										
貸金業者は店内に貸付条件を掲示することを義務づけられているが、どのような事項を、どんな	〔第一五条および第一六条〕									
54	51									
11	12	13	14	15	16	17				
貸金業登録簿へはどのような事項が登録されるのか。また、その通知はいつ、どのようにになるのか〔第五条および第九条〕	登録換えとはどのようなときに必要か。また、手続きはどうするのか〔第七条〕	貸金業者はどのようなときに届出をする必要があるのか〔第八条〕	個人の貸金業者が死亡したり、あるいは貸金業を廃止した場合は、届出の必要があるのか。また、登録の効力はどうなるのか〔第一〇条第一項および第二項〕	個人の貸金業者が死亡した場合、貸金業の営業について特別の規定があるのか〔第一〇条第三項〕	登録を受けないで貸金業を営んだ者は罰せられるのか〔第一条〕	名義貸しとはどういうことか。また、なぜこれが禁止されるのか〔第一二条〕				
41	42	43	46	47	48	49				

第三章 業 務

目次

4	な方法で揭示すればよいのか〔第一四条〕……………	57
4	貸金業者は過剰貸付けが禁止されるというが、 具体的な金額の制限があるのか〔第一三条〕……………	58
5	貸金業者が契約に際して義務づけられることは 何か〔第一七条および第二〇条〕……………	60
6	貸金業者が資金の返済を受けたとき義務づけら れることは何か〔第一八条および第二二条〕……………	63
(一)	受取証書の交付……………	63
(二)	債権証書の返還……………	66
7	貸金業者による債権の取立てにあたっての行為 には厳しい規制が課せられるというが、どのよ うな規制か〔第二一条〕……………	67
(一)	取立行為の規制……………	67
8	(二) 取立てを行なう者の氏名等の表明義務……………	69
8	貸金業者はその貸金債権の譲渡についてどんな 規制を受けるのか〔第二四条第一項および第三 項〕……………	70
(一)	譲受人に対する通知義務……………	70
(二)	「取立制限者」への譲渡等の制限……………	72
9	貸金業者から債権を譲り受けた者はどのような 義務を課せられるのか。〔第二四条第二項〕……………	73
10	貸金業者は帳簿を備え付けておくことが義務づ けられるが、どのようなものを備え付ける必要 があるのか〔第一九条〕……………	76
11	貸金業者はどのような標識を、どこに揭示する のか〔第二三条〕……………	78

第四章 貸金業協会および全国貸金業協会連合会

1	本法において業界団体について一章を設けて規 定をおいたのはなぜか〔第四章〕……………	80
2	貸金業協会の組織―入会資格等―についてはど のように定められているのか〔第二五条第一項 および第二項、第二六条〕……………	82
3	貸金業協会の業務として、本法ではどのような ものが定められているのか〔第二五条第三項お よび第三二条〕……………	83
(一)	概要……………	83
(二)	契約約款の内容についての指導〔第二七条〕……………	84
(三)	苦情の解決〔第二八条〕……………	86
(四)	従業員に対する業務の研修〔第二九条〕……………	87
4	信用情報機関とはどういうものか。また、協会 の業務とはどういう関係があるのか〔第三〇条〕……………	89

5	大蔵大臣または都道府県知事は、登録の申請、届出等について協会に協力させることができる とされたが、具体的にはどういふことか〔第三 一条〕……………	92
6	全国貸金業協会連合会とはどのような団体か 〔第三三条および第三四条第一項〕……………	93
7	協会および連合会に対する指導、監督はどうな っているのか〔第三五条〕……………	94

第五章 監督……………

1	貸金業者に対しては、行政庁の側からどのよう な監督がなされるのか〔第五條〕……………	98
2	貸金業者に対する業務停止命令は、どのような 場合に行なわれるのか〔第三六條〕……………	99
3	業務停止命令権者としての大蔵大臣と都道府県知事 の關係は、どうなっているのか〔第三六條〕……………	103
4	業務停止命令の効力はどのようなものか〔第三 六條〕……………	104
5	貸金業者に対する登録の取消しはどのような場 合に行なわれるのか〔第三七條〕……………	105
6	登録の取消しの効力はどのようなものか〔第三 七條、第三八條〕……………	108
7	登録の消除とは何か〔第四〇條〕……………	110
8	報告徴収および立入検査はどのような場合に行 なわれるのか。また旧出資法第八條の權限とは どのように異なるのか〔第四二條〕……………	111

第六章 雜則……………

1	いわゆるグレーゾーン金利について判例はどの ような解釈をしているか〔第四三條〕……………	114
2	貸金業規制法第四三條は、利息制限法超過部分 の支払について「有効な利息の債務の弁済とみ なす」と規定しているが、これはどういふ趣旨	
3	どのような支払が「有効な利息の債務の弁済」 とみなされるのか〔第四三條〕……………	119
4	任意ゾーンの創設に伴って経過措置が定められ ているが、その内容はどのようなものか〔貸金	122

業規制法附則第六条	130
-----------	-----

第七章 罰 則	133
---------	-----

1 罰則は、どういふ場合にかかるか〔第四七条、第五二条〕	134
2 従業員が違法行為を働いた場合に、貸金業者である法人そのものは罰せられないのか〔第五一	144
3 規制法に基づいて過料に処せられるのは、どういふ場合か〔第五二条〕	143

第八章 附 則	147
---------	-----

1 貸金業規制法はいつから施行されるのか〔附則第一条〕	148
2 貸金業規制法が施行されても、従来、出資法第七条に基づく届出をしていた貸金業者は、登録を受けることなく営業していてもよいのか〔附則第三条〕	149
3 貸金業規制法に基づく貸金業協会が設立されれば、旧自主規制法に基づく庶民金融業協会とはどういふ関係になるのか〔附則第二条、第四条、第五条、第七条および第一〇条〕	151
4 貸金業規制法の附則で出資法の一部を改正しているが、その内容はどのようなものか〔附則第八条、第九条〕	153

第九章 出資法改正法	157
------------	-----

1 貸金業規制法の制定と同時に出資法の一部が改正されているが、その内容はどのようなものか	158
2 〔出資法改正法本則関係〕 刑罰金利に関して経過措置が定められている	158

が、その内容はどのようなものか〔出資法改正法附則第二項（第四項）〕……………	161
3 罰則に関して経過措置が定められているが、その内容はどのようなものか〔出資法改正法附則第五項（第七項）〕……………	163
4 日賦貸金業者について特例が定められているが、その内容はどのようなものか〔出資法改正	

参考資料

(1) 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十七年法律第三十二号）……………	184
(2) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第三十三号）……………	216
(3) 貸金業規制法第二十四条第二項の規定により読み替えられた債権の譲受人について準用される貸金業規制法の規定……………	224
(4) 改正後の出資法……………	227
(5) 出資法一部改正法附則第二項の規定により読み替えられた出資法第五条第二項……………	230
(6) 出資法一部改正法附則第三項の規定により読み替えられた出資法第五条第二項……………	231

5 法附則第八項（第一項）……………	171
出資法の改正によつて貸金業者の上限金利が引き下げられたが、質屋の金利はどうなるのか〔出資法改正法附則第一二項〕……………	174
6 出資法改正法の附則で貸金業規制法の一部を改正しているが、その内容はどのようなものか〔出資法改正法附則第一三項〕……………	175

(7) 出資法一部改正法附則第八項の規定により読み替えられた出資法第五条第二項……………	231
(8) 出資法一部改正法附則第十一項の規定により読み替えられた貸金業規制法第三十六条……………	232
(9) 出資法一部改正法附則第十一項の規定により読み替えられた貸金業規制法第四十三条……………	233
(10) 出資法一部改正法附則第十二項の規定により読み替えられた質屋営業法第三十六条……………	234
(11) 出資法一部改正法附則第十三項の規定により加えられた貸金業規制法附則第十三条第一項の規定により読み替えられた貸金業規制法第四十三条……………	236
(12) 出資法一部改正法附則第十三項の規定により	

目 次

(16)	貸金業規制法附則第二十条の規定により廃止さ	244
(15)	改正前の出資法に基づく政令に基づく告示	243
(14)	改正前の出資法に基づく政令	238
(13)	改正前の出資法	237
	加えられた貸金業規制法附則第十三条第三項の 規定により読み替えられた貸金業規制法第四十 三条	237
(17)	廃止された自主規制法	245
(18)	物価統制令第十二条	250
(19)	利息制限法	251
(20)	利息制限法に関する最高裁判例要旨	252
(21)	貸金業届出業者数および庶民金融業協会会 員数	255

序章

総

論

一 貸金業に関するこれまでの法規制

「貸金業の規制等に関する法律」(以下「規制法」という)は昭和五八年四月二八日衆議院本会議において可決・成立、五月一三日公布された。これにより、貸金業を営む者は、これまでの「出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律」(昭和二九年法律第一九五号、以下「出資法」という)に基づく、開業は自由(事後の届出制)、業務行為等についても刑罰を科せられる金利の定めを除けば法律上特段の規制がないという状況から、開業にあたっては登録を要し、業務についても資金需要者保護の見地から、さまざまな法的義務を課せられるという新たな段階に入ることとなった。

ところで、貸金業が「業」として法令上規制の対象とされたのは、昭和一四年に制定された「金融業取締規則」(昭和一四年八月三一日警視庁令第二九号)に始まる。この規則は公共の安寧秩序を維持する必要がある旧憲法第九条に基づいて定められた命令で、新憲法の施行により廃止されたが、貸金業に対する規制の内容としては、開業規制(許可制)、誇大広告の禁止、契約書等の書面交付義務など、規制法で定められている事項と類似の点があった。

この取締規則の廃止により、貸金業に対する取締りはほとんど無規律の状態となり、いわゆるヤミ金融が横行し、一般の金融機関から資金の融通を受けることが困難な庶民や零細企業者が、きわめて高い金利等の犠牲になることも少なくなかった。この無法律状態の貸金業者を取り締り、不正金融を防止するた

め、「貸金業等の取締に関する法律」(昭和二十四年法律第一七〇号、以下「貸金業取締法」という)が制定された。

この法律では、①貸金業者について大蔵大臣への事前届出制をとり、一定の欠格事由に該当する場合に
は受理を拒否することとし、②貸金業者の業務の運営にあたっては、大蔵大臣に検査・監督の権限を認
め、③その金利については、臨時金利調整法の例によってその最高限度を設けることとし、その違反行為
に対しては罰則を適用することとした。しかし、③の金利については、実際には臨金法に基づく最高限度
は定められず、貸金業届出書に添付する業務方法書に日歩五〇銭以下の金利の記載がなされているなら
ば、届出を受理してさしつかえないこととされ(昭和二十四年六月二十九日付財務部長宛銀行局長通牒)、行政指導
による金利制限がなされたにすぎなかった。

この法律は第一条(目的)で、「貸金業等の取締を行い、その公正な運営を保障するとともに不正金融を
防止し、もって、金融の健全な発達に資することを目的とする」と定められているように、「従来、警察
取締的観点からのみ見られていた貸金業者に対し、金融行政的指導監督により、その正常な運営を図るた
めのもの」で「かかる意味において貸金業に対する金融行政の第一歩」であると評価された(上林英男「貸
金業等の取締に関する法律解説」財政経済弘報第二二九号)。(傍点筆者)

このように、貸金業も一度は金融行政のなかに位置づけられたが、貸金業者の数があまりにも多く、ま
たその業態もまちまちであるところから、その取締りは必ずしも十分ではなく、他方、貸金業者が単に届
出制であるにもかかわらず、大蔵省認可、免許等の表示を行なって一般大衆に誤解を与えるような弊害も